

議案第 15 号

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市外在住の身体障害者等の使用料を市内在住障害者等と同額とし、社会福祉の充実を図るもの。

飛驒市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する 条例

飛驒市老人福祉センター割石温泉条例（平成16年飛驒市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表使用料金表1 入館料の表を次のように改める。

1 入館料

区分	入館の際納入する場合	回数券
本市に住所を有する65歳以上の者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
身体障害者手帳の交付を受けその程度が4級以上の者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
療育手帳の交付を受けその程度がB1級以上の者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
精神保健福祉手帳の交付を受けた者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
生活保護を受けている者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
一般（12歳以上の者）	1人 1回 410円	11回券 4,100円
中人（6歳以上12歳未満の者）	1人 1回 160円	11回券 1,600円
小人（6歳未満の者）	1人 1回 100円	11回券 1,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案		
本則・附則 略 別表（第5条関係） 使用料金表 1 入館料				本則・附則 略 別表（第5条関係） 使用料金表 1 入館料		
区分	入館の際納入 する場合	回数券	備考	区分	入館の際納入 する場合	回数券
一般（12歳以上の者）	1人 1回 410円	11回券 4,100円		本市に住所を有する65歳以上の者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
本市に住所を有する65歳以上の者、身体障害手帳の交付を受けその程度が4級以上の者、療育手帳の交付を受けその程度がB1級以上の者、精神保健福祉手帳の交付を受けた者及び生活保護を受けている者	1人 1回 230円	11回券 2,300円		身体障害手帳の交付を受けその程度が4級以上の者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
中人（6歳以上12歳未満の者）	1人 1回 160円	11回券 1,600円		療育手帳の交付を受けその程度がB1級以上の者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
小人（6歳未満の者）	1人 1回 100円	11回券 1,000円		精神保健福祉手帳の交付を受けた者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
以下 略				生活保護を受けている者	1人 1回 230円	11回券 2,300円
				一般（12歳以上の者）	1人 1回 410円	11回券 4,100円
				中人（6歳以上12歳未満の者）	1人 1回 160円	11回券 1,600円
				小人（6歳未満の者）	1人 1回 100円	11回券 1,000円
				以下 略		

飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

市外在住の身体障害者等の当該施設の使用料を改正し、社会福祉の拡充を図るもの。

2 改正の内容

市内及び市外在住の障害者等の使用料を同額とするもの。

3 施行日 公布の日